

## 国際民主法律家協会のイスラエルによるガザでの非武装の民間人への攻撃についての非難声明

2018年4月12日

国際民主法律家協会（IADL）は、1946年設立の非政府組織であり、世界各地に会員及び加盟協会を有するが、2018年3月30日に始まるイスラエルの行動——ガザ北部の境界付近で示威行動をとっている抗議をしている武装しない人びとに発砲し、殺害し、負傷させた行動に対して、最も強い言葉をもって非難する。

抗議するパレスチナの人びとは、ランド・デーを記念する帰還大行進のために境界に多数参集した。彼らは野営地で生活するつもりであって、2018年5月15日まで抗議行動を継続するところであった。この日は、ナクバ70周年の記念日にあたり、これはイスラエルを創建するために80万人のパレスチナ人が強制的に自分の住んでいる土地を追われた1948年の「大惨事」から数えて70周年にあたる。その求めるものは、国際法、とりわけ国連総会決議194号で認められている帰還の権利である。

平穏な民間人の抗議者を殺傷することは、基本的人権、とりわけ市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）によって保障される生命への権利の侵害である。イスラエル防衛軍によって殺傷力のある兵器が使用されたことは、「火器の殺傷性のある意図的な使用は、生命を守るために厳密に不可避である場合にのみ許される」と定める法執行による武力及び火器の使用に関する国連基本原則に違反する。これらの抗議者たちがイスラエル兵たちの生命に対して脅威となるような事情は一切なかった。イスラエルの指導者たちは、平穏なデモ参加者に対して実弾を使用するよう、イスラエル防衛軍に指示していた。

国際人道法は、民間人が攻撃の対象とされるように確保するため、(戦闘員と民間人との) 区別と比例性の原則を定めているが、この度の攻撃は、この国際人道法に違反する。IADLは、3月30日の殺傷事件について責任を有するイスラエルの指導者たちについて、国際刑事裁判所への訴追を主張している。

ジュネーブ第4条約によれば、占領軍は、被占領民を保護する義務を負う。この条約の重大な違反は、戦争犯罪にあたる。これには、意図的な殺害、意図的に重大な苦痛又は重大な傷害を生じさせること、意図的に民間住民に対して攻撃を指令すること、民間人に付随的な生命の毀損又は傷害を生じさせることを知りながら意図的に攻撃を開始することが含まれる。イスラエル防衛軍は、3月30日にこれらの重大な侵害のすべてを行っており、依然としてこれらの重大な侵害を行っている。

IADLは、これらの行動に対して独立した捜査を求める国連安保理の決議を阻止するために米国が拒否権を行使したことを非難する。現在でも続いている3月30日の出来事を引き起こしたイスラエルの指導者たちの行動を非難するように、国際社会に呼びかけ、これらの犯罪について彼らが処罰されないままであることを止めさせるよう要求する。IADLはま

た、武装していない示威運動をしている人たちに対して火器を発射せよという命令を拒否すべきことを兵士たちに呼びかける、ベツレヘムの「上官、私は撃てません」と呼ばれるキャンペーンを支持する。

2018年4月11日付

(訳責・新倉修)

## 国際民主法律家協会の対シリア軍事的侵略についての非難声明

2018年4月19日

国際民主法律家協会（IADL）は、1946年設立の非政府組織であり世界各地に会員及び加盟協会を有するが、米国、英国及び仏国によるシリアに対する2018年3月13日の空爆を非難する。

シリアにおける戦争は、7年目に入り、シリアの人民に苦痛を与え続けている。化学兵器の製造及び使用は、国際法の強行法規に違反するものであり、化学兵器を使用したという証明を受けた者は、戦争犯罪を実行した罪について責任を負うとされなければならない。しかしながら、米国、仏国及び英国は、化学兵器禁止条約上の化学兵器の禁止に関する機関（OPCW）の査察官の役割を篡奪する権利を有するものではなく、一方的な行動をとり、この行動それ自体は国際法に違反する。

国際連合憲章は、すべての国が、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しないあらゆる他のいかなる方法によるものも慎むことを要求している。憲章は、国にその紛争を平和的に解決することを求め、国が武力を行使できるのは、武力による攻撃の後に自衛のためであるか、又は国連安保理の承認がある場合に限られる。シリアは外国を攻撃したわけではなく、また安保理はシリアに対する軍事攻撃を承認したわけでもない。

米国が、自国及びその同盟国とともに、憲章と市民的及び政治的権利に関する国際規約に反して政権転換を企てることを求めていた人たちに武器と支援を与えることによって継続して国際法に違反している一方において、国際法を擁護する活動に従事していると主張するのは、偽善である。また米国が、ベトナムでエージェント・オレンジなどの枯れ葉剤を大量に使用し、今でもベトナムの人びとと国土を汚染し続けていながらその責任をとらうとしていないのに、化学兵器への主張は正しいと言うのは、偽善である。

国連総会第2625号決議[1970年・訳注]は、「国際連合憲章に従った諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」と呼ばれるが、次のように定めている。

「いかなる国又は国の集団も、直接または間接に、理由のいかんを問わず、他の国の国内又は対外の事項に干渉する権利を有しない。したがって、国の人格又はその政治的、経済的及び文化的要素に対する、武力干渉及びその他すべての形の介入又は威嚇の試みは、国際法に違反する。また、いかなる国も、他の国の政権の暴力による転覆を目的とする、破壊活動、テロ活動若しくは武力活動を、組織し、援助を与え、あおり、資金を与え、扇動し、若しくは許容してはならず、又は他の国の内戦に介入してはならない。」

まさに1986年のニカラグア事件において、国際司法裁判所は、反政府民兵や戦闘員への軍備の供与や支援と、ニカラグアの港湾での機雷敷設について、国連憲章と国際法への違反を認め、米国を非難した。おそらくシリア危機は、米国とその同盟国が最近数年間、法遵守を堅持してきたならば、今日の状況は一変していたであろう。事実は真逆である。

さらにまた米国は、この地域で大量の軍備の売却と供与を促進することによって憲章違反を重ねてきた。このような支援は、世界の人民が平和的な手段による紛争解決を試みることを挫き、政治的経済的な問題には「軍事的解決」があるという発想を助長している。シリア紛争の超軍事化は、途方もない難民危機を生み出し、他方、米国自身はシリア難民の受入を拒絶している。

IADL は国際社会に呼びかける：米英仏のシリア侵略を非難し、シリア危機には外交的・政治的な解決を推進するよう要求せよ、と。

(訳責・新倉修)